

第3章 予防編

1. 防火対象物

防火対象物とは、消防法第1条の目的を遂行するために、消防法に一定の基準を定め、特定防火対象物（不特定多数の者が出入する施設。百貨店・病院・ホテル等）と非特定防火対象物（特定の者しか出入しない施設。学校・事務所等）に大別され、それぞれの規模等により消防設備等の設置や防火管理者が必要な建物です。

防火対象物区分		市・署別	組合 合計	枚 方 市			寝屋川市
				市 計	枚 方 署	枚 方 東 署	寝 屋 川 署
総 数			15,777	9,454	5,338	4,116	6,323
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	6	5	5	-	1
	ロ	公会堂・集会場	342	221	116	105	121
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	0	0	-	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	56	35	30	5	21
	ハ	風営法に規定する店舗その他これに類するもの	0	0	-	-	-
	ニ	カラオケボックス等	3	2	2	-	1
3	イ	待合・料理店等	2	1	1	-	1
	ロ	飲食店	372	217	132	85	155
4		百貨店・マーケット等	557	337	160	177	220
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	55	44	9	35	11
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	6,105	3,663	2,257	1,406	2,442
6	イ	病院・診療所・助産所	234	145	85	60	89
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	259	157	79	78	102
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	387	221	114	107	166
	ニ	幼稚園・特別支援学校	57	40	17	23	17
7		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等	651	393	222	171	258
8		図書館・博物館・美術館等	5	4	3	1	1
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	0	0	-	-	-
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	15	4	3	1	11
10		車両の停車場・船舶・航空機の発着場	14	11	6	5	3
11		神社・寺院・教会等	176	111	59	52	65
12	イ	工場・作業場	1,283	729	280	449	554
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	-	-	-
13	イ	自動車車庫・駐車場	391	232	166	66	159
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫	0	0	-	-	-
14		倉庫	883	520	225	295	363
15		前各項に該当しない事業所	1,587	1,017	598	419	570
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	1,378	826	464	362	552
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	945	507	304	203	438
16の2		地下街	0	0	-	-	-
16の3		準地下街	0	0	-	-	-
17		重要文化財・重要有形民俗文化財等	12	12	1	11	-
18		延長50メートル以上のアーケード	2	0	-	-	2
19		市町村長の指定する山林	0	0	-	-	-
20		総務省令で定める舟車	0	0	-	-	-

2. 消防同意

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理できるよう体制の充実を図っており平成30年中の件数は次のとおりです。

なお、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、消防法第8条第1項の規定により防火管理者の選任又は消防法第17条第1項の規定により、消防用設備等（非常警報器具及び誘導標識を除く。）の設置が義務付けられているものを防火対象物とし、これ以外のものを一般住宅等としています。

・平成30年中の消防同意件数

市別 区分		総数	防火対象物			一般住宅等		
			小計	枚方市	寝屋川市	小計	枚方市	寝屋川市
総数		1,600	359	212	147	1,241	608	633
工事別	新築	1,493	252	142	110	1,241	608	633
	増築	88	88	56	32	0	-	-
	用途変更	13	13	12	1	0	-	-
	その他	6	6	2	4	0	-	-

※ 平成22年7月1日より寝屋川市において、平成23年7月1日より枚方市において、防火地域を除く市街化区域全域が「準防火地域」となりました。

3. 消防用設備等の検査

消防用設備等とは、消防法第17条第1項の政令で定める「消防の用に供する設備」、「消防用水」及び「消火活動上必要な施設」に分けられ、そのうち消防の用に供する設備には、消火設備、警報設備及び避難設備があります。平成30年中にこれら設備の設置に伴う検査を行った状況は次のとおりです。

なお、パッケージ型(自動)消火設備、共同住宅用のスプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、連結送水管及び非常コンセント設備についても消防法第17条第1項の消防用設備等であるため、当該設備等に含めています。

・消防用設備等検査状況（消防用設備等の種類と件数）

市別	消防用設備等 総数	消火設備					警報設備					避難設備		消防用水	消火活動上必要な施設					
		消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報知設備	非常警報設備等	避難器具		誘導灯・誘導標識	排烟設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	無線通信補助設備
総数	2,021	381	68	88	24	5	0	624	3	4	112	110	64	503	2	13	0	17	3	0
枚方市	1,308	228	47	65	15	4	—	403	1	1	80	78	39	319	1	12	—	13	2	—
寝屋川市	713	153	21	23	9	1	—	221	2	3	32	32	25	184	1	1	—	4	1	—

4. 防火・防災管理者

一定の防火対象物（例えば、学校、病院、百貨店、事務所など）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされています。

また、切迫する大地震等の危険に対応するため、日常的に多数の者が出入りする大規模・高層の防火対象物の管理権原者は、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を定め、消防計画の作成、避難訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行なわせなければならないとされています。

・防火管理講習等

消防法では防火管理者として選任されるのには、一定の資格を必要としています。防火管理講習は、消防法第8条に規定する防火管理者の資格を付与するため、防火管理に必要な知識、技術等を習得させ、その防火対象物にふさわしい防火管理者となることを目的としています。

なお、平成30年は甲種防火管理新規講習を2月、5月、6月、9月、11月に実施し、467人に修了証を交付しました。また、すでに防火管理者として選任されている者に対しても、適切に防火管理業務を遂行する上で必要とされる新しい知識の習得を目指し、春季・秋季全国火災予防運動の行事の一環として、各消防署において防火管理研修会を実施しています。

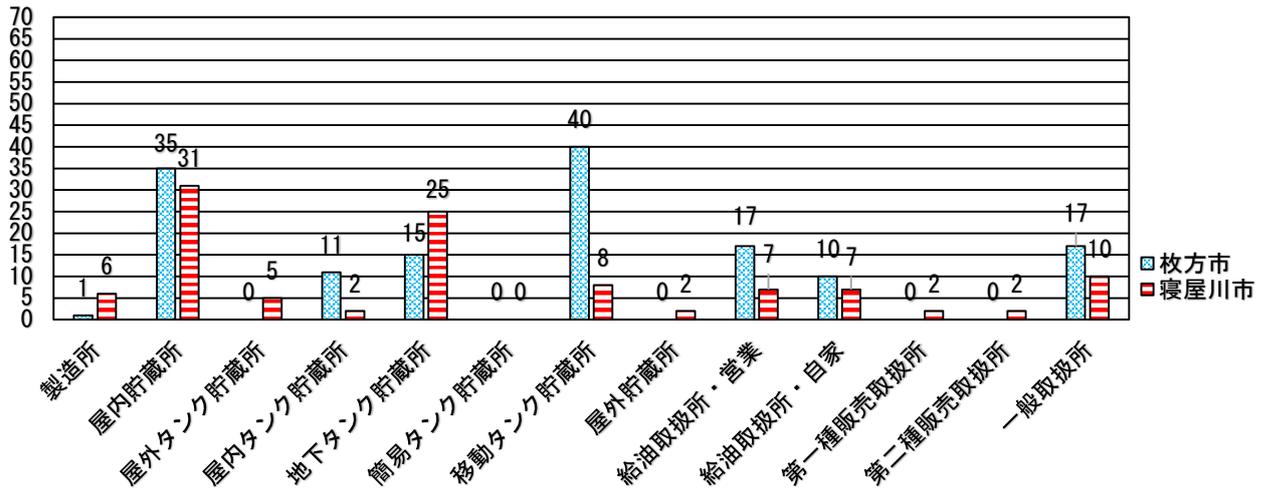
5. 査察業務

査察業務は、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱い状況等を検査し、不備事項等について、関係者に対し適切な指導を行い火災危険・人命危険を排除することを目的としています。

なお、本消防組合では、立入検査の種別を総合検査と特命検査に区分し、かつ、防火対象物を用途・規模により第1種から第6種まで分類し、出火危険、人命危険の排除を主眼に置き、違反是正の徹底を最優先に査察を実施しています。

防火対象物区分		市別	組合合計	枚方市	寝屋川市
総 数			2,489	1,474	1,015
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	0	-	-
	ロ	公会堂・集会場	113	75	38
2	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	0	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	24	8	16
	ハ	風営法に規定する店舗その他これらに類するもの	0	-	-
	ニ	カラオケボックス等	1	-	1
3	イ	待合・料理店等	0	-	-
	ロ	飲食店	77	42	35
4		百貨店・マーケット等	147	79	68
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	11	4	5
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	803	479	324
6	イ	病院・診療所・助産所	62	43	19
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	101	55	46
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	129	85	44
	ニ	幼稚園・特別支援学校等	14	8	6
7		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等	23	15	8
8		図書館・博物館・美術館等	1	1	-
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	0	-	-
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	7	2	5
10		車両の停車場・船舶・航空機の発着場	3	2	1
11		神社・寺院・教会等	23	16	7
12	イ	工場・作業場	187	115	72
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	-	-
13	イ	自動車車庫・駐車場	12	2	10
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫	0	-	-
14		倉庫	68	37	31
15		前各項に該当しない事業所	164	102	62
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	371	220	151
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	128	71	57
16の2		地下街	0	-	-
16の3		準地下街	0	-	-
17		重要文化財・重要有形民俗文化財等	2	2	-
18		延長50メートル以上のアーケード	0	-	-
19		市町村町長の指定する山林	0	-	-
20		総務省令で定める舟車	0	-	-
*		その他	20	11	9

危険物施設別査察実施状況



6. ホテル・旅館に対する表示制度

この制度は、ホテル・旅館の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

7. 違反対象物に係る公表制度

この制度は、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反のある防火対象物（以下「違反対象物」という。）を本消防組合のホームページにより公表する制度で、平成 28 年 4 月 1 日より開始しています。

本消防組合では公表制度開始から平成 30 年 12 月 31 日までに 7 件の違反対象物について、公表を行いました。平成 30 年 12 月 31 日現在、公表を行った全ての違反対象物の違反が是正されたため、ホームページにより公表を行っている防火対象物は 0 件となっています。

8. 高層建築物

高層建築物（高さ 31m を超える建築物をいう。）は、枚方市及び寝屋川市においても、近年限られた土地の有効利用を背景に、さらに高層化する傾向にあるため、消防用設備等又は特殊消防用設備等並びに防火管理等について、新たな対応が求められています。

9. 防火・防災管理対象物定期点検報告制度

防火対象物定期点検報告制度は、防火管理の徹底を図るため設けられました。また、防災管理対象物定期点検報告制度は、地震等による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等について、地震に対応した消防計画の作成など、地震災害等に対応した防災体制を整備するための制度として設けられました。

一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火・防災対象物点検資格者に防火管理上必要な業務について点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務付けられています。また、点検の結果、防火対象物が基準に適合している場合は「防火基準点検済証」を、防火・防災両方の基準に適合するものは「防火・防災基準点検済証」を表示することができます。

・特例認定

一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、消防機関に特例認定に係る申請をし、その検査を受け、過去3年間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、特例認定通知書が交付されるとともに、防火対象物定期点検報告又は防火・防災対象物定期点検報告の義務が3年間免除されます。

なお、「防火優良認定証」又は「防火・防災優良認定証」の表示は、防火対象物全ての部分が3年間継続して消防法令を遵守していることとして認定を受けていることを示すものです。

本消防組合管内では、32事業所（枚方市19事業所、寝屋川市13事業所）に対し防火対象物点検報告に係る特例認定通知書を交付し、6事業所（枚方市6事業所、寝屋川市0事業所）に対し防災管理点検報告に係る特例認定通知書を交付しています。

（平成30年12月31日現在）

10. 住宅防火

・住宅防火診断

住宅防火対策の推進については、過去の成果と反省を踏まえ「新たな住宅防火対策の推進について」（平成13年4月1日付け消防予第91号消防庁長官通知）が策定され、これに基づき住宅防火対策として、各家庭に対し火気使用設備の使用実態、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの設置状況等を診断し居住者の防火意識の高揚を図り、住宅の防火を推進することを目的に実施しています。

住宅防火診断実施状況

年度 署別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	2,840	3,217	3,451	2,922	2,885
枚方署	897	1,020	953	901	829
枚方東署	1,033	1,100	1,368	981	1,010
寝屋川署	910	1,097	1,130	1,040	1,046

・住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発

ここ数年、全国の住宅火災による死者数は1,000人前後で推移しています。そのうち、65歳以上の高齢者の死者数は約7割を占め、また住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れによるものとなっています。

高齢化の進展に伴い、睡眠時間帯の逃げ遅れによる死者の増加を抑制するため、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

本消防組合では、リーフレットの全戸配付をはじめ、火災予防運動、住宅防火診断、訓練指導、研修会等の機会を活用した広報、各自治会対象の出前講座、更にはホームページへの掲載、車両広報、地元FMラジオ等の各種媒体を通じての広報により、設置普及促進を図ってきました。

その結果、平成30年6月現在の住宅用火災警報器の設置率は73.0%、条例適合率は69.4%となっています。

今後は、設置率100%を目指し更なる取り組みを進めるとともに、設置済みの住宅に対する維持管理の励行を目指した広報活動を展開していきます。

また、消火器と同様に悪質な販売業者等が見受けられることから、両市消費生活センターと連携をとりながら悪質な販売行為等の防止にも取り組んでいます。

11. 危険物規制

・危険物規制事務の概要

危険物規制事務は、主に危険物施設の許認可申請に係る事務とそれに伴う検査や各種届出事務及び危険物の取扱いに関する指導を行っています。

あらゆる生活分野に深く浸透している石油製品に代表されるように、危険物は現代社会生活に欠かすことのできない大きな貢献をしている反面、ひとたび取扱いを誤れば、火災や爆発等の甚大な災害を引き起こす潜在的な危険性を有しています。

これらの危険物に起因する事故や災害を未然に防止し、市民生活の安全を確保するため、厳正な法令等の執行とともに、事業所の地域社会との協力関係の強化等を含めた自主保安管理体制の確立と関係者の防災意識の向上に努めることが重要です。

・危険物施設の状況

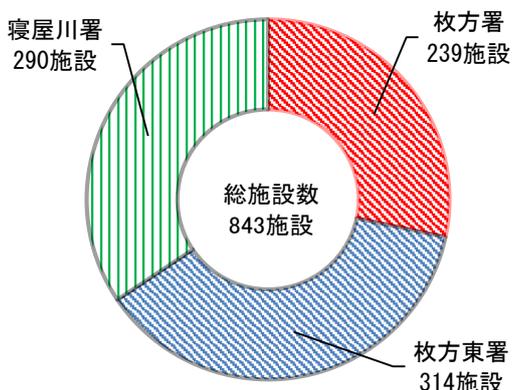
平成30年12月31日現在における危険物施設数は843施設で前年に比べ6施設減少しました。

管轄署別では、枚方署管内239施設、枚方東署管内314施設、寝屋川署管内290施設となっています。

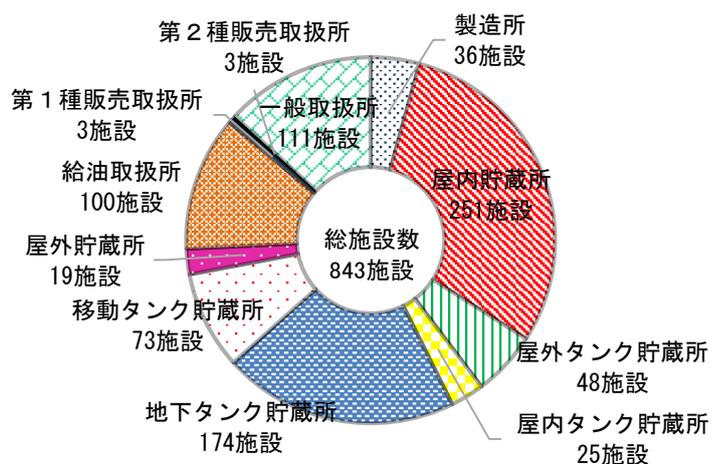
施設別では、屋内貯蔵所が251施設と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所、一般取扱所、給油取扱所の順となっています。

類別では、ガソリン、灯油等に代表される第4類の危険物を貯蔵又は取扱っている施設数は、807施設で全体の約96%を占めています。

管轄署別施設数



区分別施設数



許認可事務処理状況

事務処理の公正を確保するため、許認可事務においても審査基準を策定し、適正迅速な事務処理の遂行に努めています。平成30年中における事務処理総数は1494件（前年比105件減）でした。

区分 署別	総 数	製造所等														仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱	
		許 可		完 成 検 査		仮 使 用 承 認 申 請	完 成 検 査 前 検 査	完 成 検 査 済 証 等 再 交 付 申 請	廃 止 届	譲 渡 引 渡 届	品 名 数 量 又 は 指 定 数 量 の 倍 数 変 更 届	軽 微 な 変 更 届	危 険 物 保 安 監 督 者 選 任 ・ 解 任 届	予 防 規 程 認 可 申 請	危 険 物 取 扱 作 業 従 事 者 届		そ の 他
		設 置 許 可	変 更 許 可	設 置 許 可	変 更 許 可												
総 数	1,494	11	157	18	148	143	44	4	17	5	19	276	99	5	48	487	13
枚 方 署	792	4	74	12	66	66	2	2	7	0	5	159	42	3	19	327	4
枚 方 東 署	320	4	36	4	35	31	9	2	7	1	9	51	22	-	15	89	5
寝 屋 川 署	382	3	47	2	47	46	33	-	3	4	5	66	35	2	14	71	4

12. 防火意識の高揚

・第 64 回文化財防火デー

昭和 25 年 1 月 26 日に、世界的文化遺産である法隆寺金堂壁画が焼損したことから、1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、失火や放火等に加えて武力攻撃災害に起因する火災、地震、その他の災害から文化財を守る為に文化財防火運動を展開することによって、関係者並びに一般市民の文化財保護の普及啓発を図ることを目的としています。

実施事項		実施内容
枚方消防署 ・枚方東消防署	消防訓練	日時：平成 30 年 1 月 31 日（水）10 時 30 分～11 時 00 分 場所：尊延寺（枚方市尊延寺 6 丁目 11 番 1 号）
	立入検査	・管内の文化財建造物等への立入検査を実施し、防火施設等の維持管理状況、消防用設備等の定期点検等の指導を行う。 ・各参加機関による安全チェックの実施
	広報活動	・喚起文の発送 ・懸垂幕の掲出
寝屋川消防署	消防訓練等	日時：平成 30 年 1 月 28 日（日）10 時 00 分から 11 時 30 分 場所：太間天満宮（寝屋川市太間町 10 番） 内容：消防訓練、防災説明会、文化財説明会
	広報活動	・懸垂幕の掲出

・平成 30 年春季全国火災予防運動

（平成 30 年 3 月 1 日（木）から 3 月 7 日（水）までの 7 日間）

この運動は、火災予防の思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としていますが、特に住宅における高齢者等の死者を減少させることに重点をおいて実施しました。

なお、山火事予防運動、車両火災予防運動については、本運動と一体として実施しました。

実施事項		実施内容
枚方消防署	消防訓練	日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）14 時 00 分～15 時 00 分 場所：枚方市御殿山南町 16 番 1 号 「学校法人関西外国語大学御殿山キャンパス・グローバルタウン」 内容：自衛消防隊と消防署による合同の総合訓練
	防火キャンペーン	日時：平成 30 年 2 月 28 日（火）17 時 30 分～18 時 00 分 場所：枚方市岡東町 19 番 1 号 京阪枚方市駅コンコース 内容：広報資器材配布による防火広報
	防火教室	日時：平成 30 年 2 月 17 日（土）10 時 30 分～12 時 00 分 場所：枚方市南中振 2 丁目 4 番 15 号 南中振北集会所 日時：平成 30 年 2 月 25 日（日）10 時 30 分～12 時 00 分 場所：枚方市伊加賀西町 2 番 1 号 リバティーパーク

		日時：平成 30 年 3 月 4 日（日）10 時 00 分～12 時 00 分 場所：枚方市伊加賀栄町 18 番 16 号 伊加賀栄町自治会 対象：自治会員 内容：防火講話、消火器の取扱い
枚方東消防署	消防訓練	日時：平成 30 年 3 月 3 日（土）10 時 00 分～12 時 30 分 場所：枚方市津田北町 2 丁目 23 番 3 号 枚方東消防署 内容：各種消防訓練及び実践総合訓練
	防火キャンペーン	日時：平成 30 年 3 月 3 日（土）10 時 00 分～12 時 30 分 場所：枚方市津田北町 2 丁目 23 番 3 号 枚方東消防署 内容：広報資器材の配布（ティッシュ等）及び防火広報（消太・消子、防災パネル展示及び消防相談等）
	防火教室	日時：平成 30 年 2 月 18 日（日）10 時 00 分～12 時 00 分 場所：枚方市長尾元町 2 丁目 1 番 35 メロディーフォレスト枚方長尾 対象：管理組合員 内容：災害への備え及び応急処置訓練等
寝屋川消防署	消防訓練	日時：平成 30 年 3 月 9 日（金）10 時 30 分～11 時 30 分 場所：寝屋川市寝屋南 2 丁目 22 番 3 号 ビバモール寝屋川店 内容：総合訓練（通報・避難・初期消火訓練） 情報収集訓練、救出、救護、消火訓練
	防火キャンペーン	日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）18 時 00 分～19 時 00 分 場所：寝屋川市早子町 16 番 11 号 京阪寝屋川市駅 内容：広報資器材配布による防火広報
	防火教室	日時：平成 30 年 3 月 2 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分 場所：寝屋川市太間町 12 番 6 号 太間公民館 対象：太間町朗遊会会員 内容：防火映画、防火講演、水消火器による消火訓練
共通	防火管理研修会	日時：平成 30 年 3 月 7 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分 場所：枚方消防署 5 階研修室 対象：防火対象物定期点検が必要な事業所
	その他	住宅防火診断、防火対象物等へ防火ポスター及び喚起文の送付、車両巡回広報、各事業所及び各育成団体等への協力依頼、消防団による防火訪問等

・平成 30 年度危険物安全週間

（平成 30 年 6 月 3 日（日）から 6 月 9 日（土）までの 7 日間）

毎年 6 月の第 2 週を危険物安全週間とし、本消防組合では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、危険物の保安に関する各種啓發行事を実施しました。

実施事項		実施内容
消防訓練	枚方消防署	日時：平成 30 年 6 月 5 日（火） 場所：京阪バス株式会社 枚方営業所 （枚方市出屋敷西 1 丁目 8 番 1 号）
	枚方東消防署	日時：平成 30 年 6 月 6 日（水） 場所：東部清掃工場 （枚方市大字尊延寺 2949 番地）

	寝屋川消防署	日時：平成30年6月4日（月） 場所：オリエント化学株式会社 大阪事業所 （寝屋川市讃良東町8番1号）
危険物安全研修会	消防本部	日時：平成30年6月12日（火） 場所：消防本部5階多目的ホール 研修内容：震災時等における危険物の仮貯蔵、仮取扱いの概要

・住宅防火・防災キャンペーン

（平成30年9月1日（土）から9月21日（金）まで）

近年の住宅火災による死者数は1,000人前後の高い数で推移しています。このうち約7割が65歳以上の高齢者であり、今後さらなる高齢化の進展に伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されます。

高齢者を中心とした住宅火災における死者数の低減を図るため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、防災品等の住宅用防災機器等の普及促進を図るために、住宅防火・防災キャンペーンを実施しました。

・平成30年秋季全国火災予防運動

（平成30年11月9日（金）から11月15日（木）までの7日間）

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防の思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われていますが、特に住宅における高齢者等の死者を減少させることに重点をおいて実施しました。

実施事項		実施内容
枚方消防署	消防訓練	日時：平成30年11月14日（水）10時30分～11時30分 場所：枚方市上野3丁目1番1号 株式会社小松製作所 大阪工場 内容：自衛消防隊と消防署による合同訓練
	防火キャンペーン	日時：平成30年11月10日（土）10時15分～10時45分 場所：枚方市岡東町19番1号 京阪枚方市駅コンコース 内容：広報資器材配布による防火広報
	防火教室	日時：平成30年10月21日（日）9時40分～12時00分 場所：枚方市星丘4丁目31番1号 枚方市立桜丘北小学校 日時：平成30年11月11日（日）10時00分～12時40分 場所：枚方市中宮山戸町22番3号 枚方市立中宮小学校 対象：校区住民 内容：消火器取り扱い、救急法等
枚方東消防署	消防訓練	日時：平成30年11月5日（月）15時00分～16時00分 場所：枚方市養父東町65番1号 社会医療法人美杉会 佐藤病院 内容：自衛消防隊と消防署による合同の総合訓練
	防火キャンペーン	日時：平成30年10月28日（日）10時00分～12時00分 場所：枚方市大字尊延寺2949番地 枚方市東部清掃工場 内容：広報資器材配布による防火広報等

	防火教室	日時：平成 30 年 10 月 14, 21 日(日) 9 時 30 分～12 時 00 分 場所：枚方市招提大谷 3 丁目 19 番 26 号 御殿郷自治会集会所 対象：御殿郷自治会 日時：平成 30 年 10 月 27 日(土) 10 時 00 分～12 時 00 分 場所：枚方市長尾台 2 丁目 40 番 若杉・睦自治会共同集会所 対象：若杉・睦自治会 日時：平成 30 年 10 月 28 日(日) 10 時 00 分～11 時 00 分 場所：枚方市楠葉中町 62 番 13 号 中楠葉集会所 対象：楠葉中町自治会 内容：防火・防災講話、資器材取り扱い、救急講話
寝屋川消防署	消防訓練	日時：平成 30 年 11 月 12 日(月) 14 時 00 分～15 時 00 分 場所：寝屋川市打上中町 7 番 21 号 有料老人ホーム カルデアの家 寝屋川 内容：自衛消防隊と消防署による合同の総合訓練
	防火キャンペーン	日時：平成 30 年 11 月 14 日(水) 18 時 00 分～19 時 00 分 場所：寝屋川市香里南之町 19 番 1 号 京阪香里園駅 内容：広報資器材配布による防火広報
	防火教室	日時：平成 30 年 11 月 16 日(金) 10 時 30 分～12 時 00 分 場所：寝屋川市高柳 5 丁目 4 番 30 号 高柳北自治会公民館 対象：高柳 5 丁目北長寿会 内容：防火講話、防火映画上映、消火器の取扱い
共通	防火管理研修会	日時：平成 30 年 11 月 7 日(水) 14 時 00 分～15 時 30 分 ※三署合同で実施 場所：枚方消防署 5 階研修室 対象：自動車販売事業所
	その他	住宅防火診断、防火対象物等へ防火ポスター及び喚起文の送付、車両巡回広報、各事業所及び各育成団体等への協力依頼、消防団による防火訪問等

13. 産業保安規制

・産業保安事務の概要

都道府県知事の権限として、大阪府が行ってきた産業保安に関する事務について「地方分権改革ビジョン」（平成 21 年 3 月）の策定計画に基づき、本消防組合では、「大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」を受け、市町村が担うべき事務として、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の主たる事務に関する権限の移譲を行い、平成 24 年 4 月 1 日から運用を開始しています。ただし、指定検査機関、指定試験機関等の指定事務、免状交付事務など広域的立場に立って処理すべき事務については除外となります。産業保安事務は、産業保安に関する許認可申請に係る事務とそれに伴う検査や各種届出事務及び安全対策に関する指導を行っています。

・火薬類取締法の概要

火薬類（火薬、爆薬、火工品）の危険性に着目し、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とし制定されたもの。

・高圧ガス保安法の概要

高圧ガスに係る製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制し、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進するとともに、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として制定されたもの。



・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の概要

液化石油ガスに係る一般消費者等に対する販売の規制、液化石油ガス器具等の製造及び販売等の規制をし、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とし制定されたもの。

産業保安施設数

関連法令	許認可区分	施設名称	全体	枚方署	枚方東署	寝屋川署
高圧ガス施設	許可	第一種製造者	17	9	4	4
		第一種貯蔵所	4	2	1	1
		第一種冷凍所	11	6	5	-
		小計	32	17	10	5
	届出	第二種製造者	22	6	7	9
		第二種貯蔵所	20	9	7	4
		第二種冷凍所	95	38	30	27
		特定高圧ガス消費者	11	6	1	4
		高圧ガス販売業者	114	33	24	57
		容器検査登録所	10	2	2	6
	小計	272	94	71	107	
	総計	304	111	81	112	
液化石油ガス施設	登録・認定	液化石油ガス販売事業者	12	4	5	3
		保安機関	12	4	5	3
		小計	24	8	10	6
	届出	特定液化石油ガス設備工事者	16	5	8	3

		小 計	16	5	8	3
		総 計	40	13	18	9
火薬類 取締法 施設	許可	火 薬 類 販 売 所	6	2	1	3
	届出	火 薬 庫 外 貯 蔵 庫	3	1	-	2
		総 計	9	3	1	5
全体施設数			353	127	100	126

・火薬類危害予防週間

(平成 30 年 6 月 10 日 (日) から 6 月 16 日 (土) までの 7 日間)

火薬類危害予防における保安意識の向上を図り、保安啓発普及活動として、火薬類危害予防週間懸垂幕掲出、火薬類事業所 (2 事業所) への立入検査を実施しました。

・高圧ガス保安活動促進週間

(平成 30 年 10 月 23 日 (火) から 10 月 29 日 (月) までの 7 日間)

高圧ガスの保安確保に万全を期すものとし、高圧ガス保安促進週間中に保安啓発普及活動として、保安啓蒙ポスター掲示、高圧ガス保安活動促進週間懸垂幕掲出、高圧ガス事業所 (6 事業所) への立入検査を実施しました。

・LPガス消費者保安月間

(平成 30 年 10 月 1 日 (月) から 10 月 31 日 (水) までの 1 か月間)

LPガス消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発普及活動として、LPガス消費者保安月間懸垂幕掲出、エフエムひらかたにて「カセットボンベの危険」を放送、液化石油ガス事業所 (4 事業所) への立入検査を実施しました。

・「放置ボンベ撲滅」の取組み

平成 25 年東大阪市内の事業所において飛翔した高圧ガスボンベにより作業員が亡くなるという事故が発生しました。この事故を受け大阪府内消防本部が連携し、関係団体と協働して、「放置ボンベ撲滅」の取組みを始めました。

なお、平成 30 年中につきましては、立入検査時に 6 本発見しました。

放置ボンベ撲滅の取組イメージキャラクター
リスボン



デザイン協力:HAL大阪

保安3法事務連携機構おおさか
枚方寝屋川消防組合 予防部 保安対策課
TEL 072(852)9910

不明な容器はありませんか？
思わぬところで放置されてしまっているかもしれません。
1年を旨年に所有容器的管理状況を確認しましょう。
販売店は容器をしっかり管理してください。

あなたの容器、迷子になっていませんか？

14. 枚方寝屋川消防組合防火委員会

・目的

幼年・少年両消防クラブ及び婦人防火クラブ等の防火防災組織を指導育成し、両組織の拡充を図るとともに、防火啓発活動を通して、地域住民の防火防災意識を高揚し、火災のない災害に強い安全な街づくりの実現に資することを目的としています。

・役員及び活動状況

本委員会には、会長1人、副会長2人、会計1人、会計監査2人の役員を置き、任期は2年間（再任は可）で、年間に3回の委員会を開催しています。

平成30年2月に開催された平成29年度第3回目の委員会では、春の火災予防運動の実施計画について書面会議にて審議いたしました。

7月に開催された平成30年度第1回目の委員会では、前年度の幼年、少年、婦人各クラブの活動実施結果及び決算報告（会計監査報告を含む）並びに新年度の同活動計画案及び予算案等を議案として審議後、国土交通省講師による防災への取組みについての研修を実施しました。

10月に開催された平成30年度第2回の委員会では、秋の火災予防運動実施計画について審議するとともに、少年消防クラブ員から応募のあった防火図画の選考を行いました。

本委員会は、これらの活動を通じて各クラブが円滑に運営できる母体としての役割を担っています。

15. 幼年消防クラブ

・目的

幼年消防クラブは、火に対して興味を持ち始める幼年期に、火の正しい取扱い方を指導教育することにより、火遊び等による火災の減少を図っています。また、社会教育の一環として、消防の仕事を理解することを目的としています。

・活動状況

枚方市、寝屋川市内15の保育園（協力園2）を対象に幼年消防クラブを結成し、絵本や防火映画等視聴覚教材を使用しての防火教室や、普通救命講習等、多岐にわたり積極的に活動を展開しています。また、各種活動を通じて家族全員の防火意識の啓発にも寄与しています。

16. 少年消防クラブ

・ 目的

少年消防クラブは、小学4年生から6年生までを対象に、学校や家庭における火災予防や防災に関する知識を習得し、防火・防災意識の普及と高揚を図ることを目的とする一方、クラブ活動を通じて、団体生活における協調性及び礼儀と規律を習得することを目的としています。

・ 活動状況

平成25年4月から活動方法を見直し、両市に在住かつ在学の児童を募集することとしました。応募多数のため抽選の結果、選ばれた児童で各消防署少年消防クラブが結成され、ビデオ等の視聴覚教材を使用し、火の取扱い方等火に関する知識、火災救急概況、消防署の仕事等についての防火教室や消火器の取扱い訓練、救助訓練、応急手当訓練等の各種消防訓練を行っています。

また、クラブ員が防火キャンペーン等に参加し、広く市民に火災予防を呼びかけています。



17. 婦人防火クラブ

・ 目的

婦人防火クラブは、日常生活において火気を取扱う女性に対し、防火意識の普及を図るとともに、地域住民に対して防火意識の普及と高揚を図り、災害に強い安全な街づくりに寄与すること、また、家庭や地域での応急手当の普及促進に努めることも目的としています。

・ 活動状況

寝屋川市婦人防火クラブは、消火器の取扱い訓練や救命講習会等を開催し、防火活動に務めるとともに、秋と春の火災予防運動等の様々なイベントやキャンペーンにおいて住宅用火災警報器の広報活動を行うなど、広く市民に火災予防を呼びかけています。

なお、枚方市婦人消防クラブについては平成5年10月より活動休止中です。

18. 地域防災向上センター

「再任用職員の知識、経験を積極的に活用する」事業の一環として、平成24年10月1日から本格運用した地域防災向上センターは、年々増加する各種救命講習を中心に自主防災訓練、少年消防クラブ員等への訓練指導に当たっているほか、各部署における各種訓練及び講習会等の要員や補助員として活動しています。

平成25年度からは、地域の防災力をより一層強化していくために「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」等の教訓の下、火災や風水害等から生命身体を守るための防火、防災、減災に関する「出前講座」を始めました。今後30年の間に70%～80%の確率で発生するとされる「南海トラフ巨大地震」や平成30年6月に発生した「大阪府北部地震」、7月から9月にかけて大阪府に上陸又は通過した「台風21号」などの4つの台風による被害により市民の防災対策に対する関心がより強くなり、「出前講座」の依頼件数も多くなっています。

また、平成30年度からは、平成28年12月に新潟県の飲食店から発生した「糸魚川市大規模火災」を受け改正された消防法令により、火を使用する設備又は器具を用いる飲食店等は原則として、平成31年10月1日から消火器の設置が義務付けられることから、管内の飲食店等の現地調査等も併せて実施しています。今後も、市民や地域の要望を積極的に取り入れて、「市民が、安全、安心して暮らせるまち」作りを目指していきます。

	出前講座		自主 防災訓練		救急講習						少年消防 クラブ指導		業務応援		飲食店等 現地調査	
					普通救命 講習		救命入門等 (その他)コース		フット 命の授業							
	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人数	件数	稼働 人員
1月	1	3	-	-	2	6	2	6	4	12	-	-	3	8	-	-
2月	4	11	4	12	4	11	6	16	6	18	2	6	12	30	-	-
3月	2	5	3	9	3	9	4	11	-	-	1	3	5	18	-	-
4月	3	7	-	-	2	6	6	19	1	3	2	6	1	3	54	7
5月	1	2	1	3	2	6	8	23	10	30	2	6	4	11	243	7
6月	2	5	1	3	6	17	19	55	9	27	1	3	3	8	177	7
7月	2	6	-	-	6	18	8	22	7	21	-	-	1	3	206	7
8月	3	7	-	-	4	11	6	16	2	6	-	-	1	3	166	7
9月	6	14	1	3	6	17	8	18	4	12	1	3	3	6	170	7
10月	5	11	3	9	4	11	4	10	11	33	1	3	9	20	300	7
11月	2	5	6	18	4	10	8	19	6	19	3	8	12	29	164	7
12月	5	12	2	4	4	12	7	19	4	12	1	3	1	2	128	7
合計	36	88	21	61	47	134	86	234	64	193	14	41	55	141	1608	63